



年金数理人のご紹介



公益社団法人
日本年金数理人会



International Actuarial Association
Association Actuarielle Internationale

当会は国際アクチュアリー会の正会員です

年金数理人とは

年金数理人は、確率・統計学を中心とした高度な数理的知識を活用し、法令で定められた年金数理関係書類の適切性の確認業務に加え、年金制度における財政状況の診断・財政運営のアドバイス・年金制度のリスク管理（年金 ALM）や企業会計（退職給付会計）における退職給付債務の評価・制度設計コンサルティング等の業務に携わる「年金数理のプロフェッショナル（専門家）」です。

年金数理人制度

年金数理人制度の趣旨

企業年金制度等の財政が適正な年金数理に基づいて運営されていることを確保し、これにより加入者等の受給権を保護することを目的としています。

年金数理人制度の要点

- 年金数理人制度は、厚生年金基金の財政を健全に維持することを目的として厚生年金保険法の改正により 1988 年に導入され、1991 年からは国民年金基金、2002 年からは確定給付企業年金にも適用されることになりました。その後 2013 年に、根拠規定が確定給付企業年金法に移されました。
- 年金数理人は、厚生年金基金、国民年金基金および確定給付企業年金から厚生労働大臣に提出する「年金数理に関する書類」について、適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認し、記名することとされています。
- さらに、厚生年金基金は年金数理人の中から特定の年金数理人を指定し、指定された年金数理人（指定年金数理人）は上記書類の確認を行うとともに、継続的に基金の財政状況の診断や財政運営へのアドバイスを実施することとされています。また、厚生年金基金の財政状況の診断については指定年金数理人の他に、厚生年金基金の指定年金数理人を使用する所属機関に使用されていない年金数理人も実施することとされています。



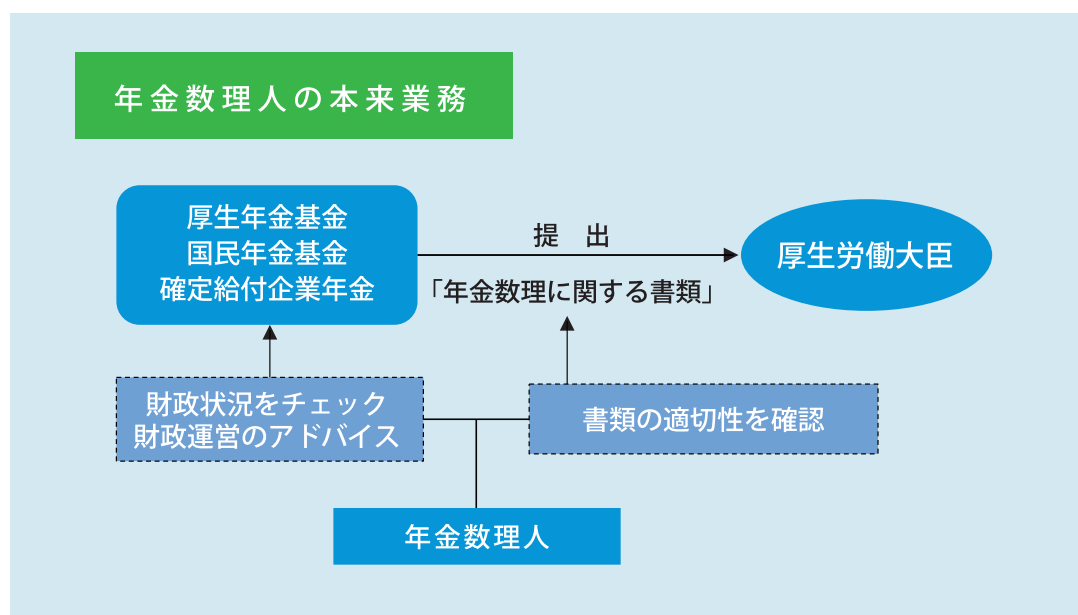


年金数理人の役割

日本の多くの企業では、公的年金とともに従業員の退職後の生活（＝収入）を保護するために、企業年金制度を設けています。企業年金制度は、長期にわたり運営されるものであり、確定給付企業年金法などの法令では、退職者の年金（又は一時金）の原資を従業員の在職中に計画的に積み立てていくことにより企業年金制度が健全に運営されるように規定されています。これは、加入者・退職者の権利が確実に保護されることを目指しているものと考えられます。このことを達成するため、年金制度に関する法令の要件や数理的な知識に精通し、適切な確認やアドバイスを行う役割を併せ持つ専門家が必要とされ、年金数理人という資格が設けられています。

年金数理人の業務

年金数理人の本来の職務は、厚生年金基金、国民年金基金および確定給付企業年金から厚生労働大臣へ提出する「年金数理に関する書類」の適切性（＝適正な年金数理に基づいて作成されていること）を確認することです。
この確認とともに、継続的に財政状況をチェックし、財政運営のアドバイスを行っています。



年金数理人は様々なフィールドで活躍しています

近年、年金数理人が有する数理的専門能力に対する社会的需要は、ますます高まっています。そのため、年金数理人の所属先は、信託銀行、生命保険会社、損害保険会社、銀行、証券会社、コンサルティング会社、監査法人、シンクタンクなどに拡大し、様々なフィールドで活躍しています。

年金数理人の業務範囲拡大

年金制度の専門家である年金数理人は「年金制度の水先案内人」、「年金制度のホームドクター」という基本的な役割は勿論のこと、その数理的専門能力を活用して社会に貢献する分野が広がっています。

具体的には、2000年4月から導入された「退職給付会計基準」における退職給付債務の評価・確認に関する業務や退職金・企業年金・人事制度の設計を中心としたコンサルティング業務、年金制度の債務及び資産運用のリスクを総合的に管理する業務（年金ALM、LDI）など、数理的専門能力が必要な業務へのニーズの拡大に伴い、年金数理人の業務範囲も拡大しています。

年金数理人の活動範囲

上記のとおり年金数理人の業務範囲が拡大してきたことに伴い、年金数理人が所属する法人は、当初は信託銀行、生命保険会社が多かったのですが、その後、損害保険会社、銀行、証券会社、コンサルティング会社、シンクタンクや監査法人などにも広がっています。

このように、金融業界の枠を超えて、年金数理人が活躍するフィールドが拡大していることは、年金数理人が有する確率・統計学を中心とした数理的専門能力に対する社会の需要が高まってきている証ともいえます。

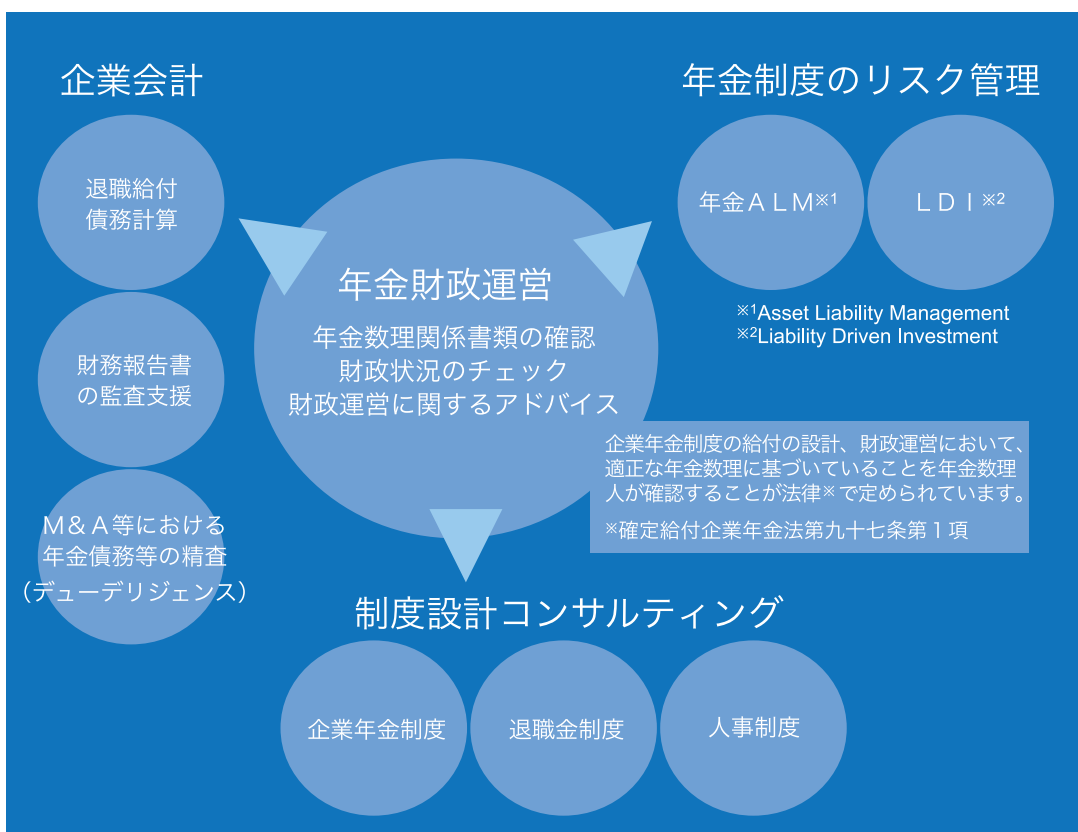




近年の変化

今後、日本ではさらなる少子・高齢化が見込まれており、公的年金とともに老後の所得保障機能を持つ企業年金の役割はますます高まるものと考えられます。2017年1月には確定給付企業年金制度において、リスク対応掛金やリスク分担型企業年金の導入が可能になりました。確定拠出年金制度では拠出限度額において他制度掛金相当額等を反映する改正が2024年12月に施行されることとなり、確定給付企業年金制度においても他制度掛金相当額を適切に算出することが求められます。また、経済のグローバル化の進展を背景に、2009年に、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用が開始され、その適用企業は順次増加しているところです。

年金数理人の業務範囲の拡大



年金数理人になるには

年金数理人になるには、つぎの4つの要件をみたし、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。

要件1：知識

公益社団法人日本年金数理人会が実施する試験（以下「日本年金数理人会試験」）※1、または、公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する試験（以下「日本アクチュアリー会資格試験」）の、それぞれ下表に掲げるすべての科目に合格している者であること。※2

日本年金数理人会試験	「年金数理」 「年金法令・制度運営」（※） ※ 受験資格：日本アクチュアリー会資格試験の一次試験の全科目（「年金数理」については、日本年金数理人会試験と日本アクチュアリー会資格試験のいずれか）の合格者。	
日本アクチュアリー会 資格試験	一次試験	「数学」「損保数理」「生保数理」「年金数理」 「会計・経済・投資理論」
	二次試験	次のいずれか ・「年金1」「年金2」 ・「生保1」「生保2」 ・「損保1」「損保2」

要件2：経験

確定給付企業年金等の年金数理に関する業務（以下「年金数理業務」）に5年以上従事した者であること。

要件3：責任者たる経験

年金数理業務の責任者として年金数理業務に2年以上従事した者であること。

要件4：社会的信用

十分な社会的信用を有するものであること。

※1 当会は、確定給付企業年金法施行規則第116条の2第1項に規定の年金数理人の知識要件の充足を判定することを目的として「日本年金数理人会試験」を実施しております。

・受験資格について…学校教育法による大学を卒業した方が受験できます。この他、日本年金数理人会がこれと同等以上の学力を有するものとして認めた方も受験できます。

・試験の実施について…毎年10月に、2日間にわたって実施しています。

※2 日本年金数理人会が2021年度まで実施していた能力判定試験の合格科目についても知識要件の対象とする等の経過措置があります。日本年金数理人会試験の詳細や経過措置については、日本年金数理人会ウェブサイトの試験要領等で確認ください。

日本年金数理人会について

公益社団法人日本年金数理人会は、年金数理人が設立した職能団体です。

目的

年金数理人会の資質の向上と品位の保持および年金数理の改善進歩を図ることを通じて、広く年金制度の普及と発展に寄与し、国民の生活の安定と福祉の向上に役立つ事業を行うことを目的としています。

事業内容

1. 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に関する業務を行うため必要となる実務基準等の制定・改廃
2. 退職給付会計に関する業務を行うため必要となる実務基準等の制定・改廃
3. 確定拠出年金に関する業務を行うため必要となる実務基準等の制定・改廃
4. 会員の品位の保持を図るための行動規範の制定・改廃
5. 年金数理の改善進歩を図るための調査研究
6. 会員の資質の向上及び年金数理の改善進歩を図るための研修及び啓発事業の実施
7. 会員資格要件判定のための日本年金数理人会試験の実施
8. 年金数理人名簿に関する資料管理
9. 会報・広報誌その他刊行物の発行・出版等の情報発信
10. その他当会の目的を達成するために必要な事業

活動内容

提言関係

- 企業年金や企業会計等に関する意見書の提出・提言（主な意見・提言先）
 - ・厚生労働省
 - ・企業会計基準委員会
 - ・IAA (The International Actuarial Association)
 - ・IASB (The International Accounting Standards Board)

調査研究

- ・年金に関する調査研究
- ・年金に関する文献等の紹介
- ・年金数理自主研究会

国際関係

- ・IAA に正会員として加盟（1999 年 9 月 19 日）
- ・国際会議への参加
- ・国際的なコロキウム等への派遣
- ・外国アクチュアリー会年金専門家との交流会の開催

啓発事業

- ・大学院等での「年金数理講座」の支援
- ・企業年金に関する書籍の出版

実務基準等

- ・厚生年金基金実務基準
- ・確定給付企業年金に関する数理実務基準
- ・確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス
- ・確定拠出年金に関する数理実務基準
- ・確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス
- ・退職給付会計に関する数理実務基準
- ・退職給付会計に関する数理実務ガイダンス
- ・IAS19 に関する数理実務基準

研修

- ・講演会および研修会
- ・実務研修会
- ・e ラーニング講座

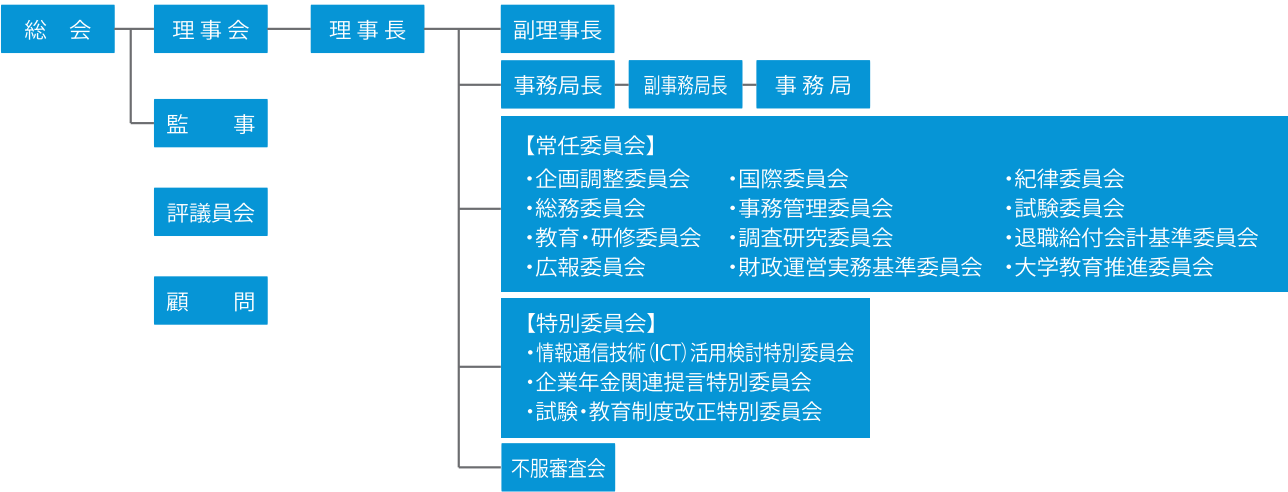
試験

- ・日本年金数理人会試験の実施

広報

- ・会報等の発刊
- ・ウェブサイトの活用

組織図

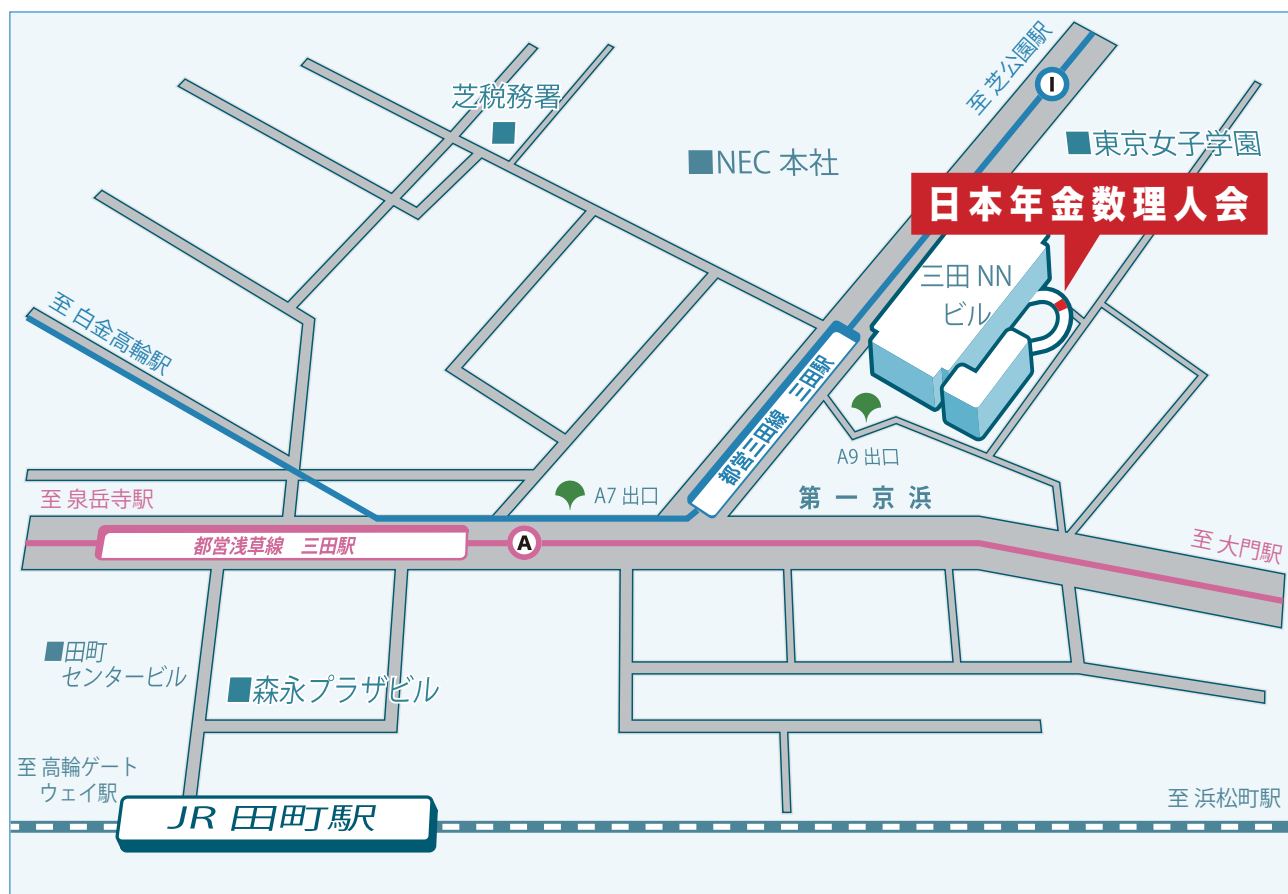


沿革

- 1986年 4月 厚生年金基金連合会の「企業年金における年金数理のあり方についての研究会」において、資格制度の創設を提言
- 1988年 5月 年金数理人制度法制化
- 1988年 9月 年金数理人制度施行
- 1989年 4月 日本年金数理人会創立
- 1995年 8月 初の実務基準を制定
- 1997年 4月 指定年金数理人制度施行
- 1998年 5月 日本年金数理人会の社団法人化
- 1998年 7月 会報「年金数理人」を創刊
- 1999年 9月 IAA (国際アクチュアリー会) に正会員として加盟
- 1999年 9月 「退職給付会計に係る実務基準」を制定
- 2002年 4月 大学での年金数理講座の開設の支援を開始
- 2002年 8月 「確定給付企業年金実務基準」を制定
- 2003年 3月 能力判定試験を開始
- 2005年 8月 企業年金研究賞を開始(～2007年)
- 2009年10月 創立 20周年事業として「PBSS東京会議」、「20周年記念式典」、「年金大会」を開催
- 2011年 5月 JSCPA調査報を発刊(～2018年2月)
- 2012年 4月 会員向けeラーニングシステムを稼働
- 2012年12月 「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」を公表(全文改定)
- 2013年 4月 日本年金数理人会の公益社団法人化
- 2016年 3月 「IAS19 に関する数理実務基準」を制定
- 2016年 4月 継続的能力開発 (CPD) 制度を創設
- 2017年12月 「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」を公表(全文改定)
- 2019年 5月 創立 30 周年記念行事として「記念講演」、「記念式典」、「記念シンポジウム」を開催
- 2021年12月 「確定拠出年金に関する実務基準」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」を制定
- 2022年10月 日本年金数理人会試験を開始

会員数 (2022年4月20日現在)

- ・正会員 525 人
 - ・準会員 64 人
 - ・名誉会員 21 人
 - ・特定会員 33 人
 - ・賛助会員 1 法人
- 正会員：年金数理人であって、当会が実施する職業専門性に関する研修又は同等の研修を修了した者
- 準会員：当会の定める要件に該当する者
- 名誉会員：当会の発展に貢献のあった者として、理事会で決定した者
- 特定会員：正会員又は準会員であって70歳以上の者のうち、理事会で会費の免除を承認された者
- 賛助会員：当会の目的に賛同する法人



公益社団法人

日本年金数理人会

〒108-0014

東京都港区芝 4-1-23 三田 NN ビル地下 1 階

JR 田町駅 徒歩 5 分

都営三田線 三田駅直結 (A9 出口)

都営浅草線 三田駅 徒歩 3 分

TEL

03-5442-0208

FAX

03-5442-0700

<https://general.jscpa.or.jp/>



(2023年6月発行)